

下水処理施設の災害時における支援協力に関する覚書

長野県（以下「甲」という。）と株式会社ウォーターエージェンシー・日本クリーンアセス株式会社諏訪湖流域下水道管理特定業務共同企業体（以下「乙」という。）、テスコ株式会社・トーヨークリエイト株式会社共同企業体（以下「丙」という。）、株式会社ウォーターエージェンシー・日本クリーンアセス株式会社千曲川流域下水道管理特定業務共同企業体（以下「丁」という。）、水 i n g ・ウィルトス特定共同企業体（以下「戊」という。）とは、地震、風水害その他の災害（以下「災害」という。）により下水処理施設が被災したときの支援協力に関して、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 この覚書は、災害により被災した下水処理施設の緊急措置、応急復旧（以下「復旧」という。）を迅速かつ的確に実施し、機能の早期復旧を図ることを目的とする。

（支援協力依頼）

第2条 甲は、乙、丙、丁又は戊に、災害により被災した県内流域下水道の処理施設の復旧に関し、支援を求めることができるものとする。

2 甲は、県内の公共下水道管理者から復旧に関する支援を求められた場合は、必要に応じ乙、丙、丁又は戊に協力を求めることができるものとする。

3 甲と乙、丙、丁又は戊との調整の後、甲又は公共下水道管理者は文書により支援を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合は口頭で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（支援協力業務）

第3条 この覚書に基づき乙、丙、丁又は戊が支援協力する業務は、次の各号のとおりとする。

(1) 被災した下水処理施設の復旧のために必要な助言、人員・資機材等の提供

(2) その他、甲又は公共下水道管理者と乙、丙、丁又は戊との間で協議し必要とされる業務

（費用）

第4条 この覚書に基づき支援協力した業務にかかる費用は、原則として支援協力を受けた甲又は公共下水道管理者の負担とし、金額及び支払方法等は、甲又は公共下水道管理者と支援協力を行った者が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第5条 この覚書の有効期間は、6年10月1日から令和7年3月31日までとする。

ただし、期間満了の日の1か月前までに、甲、乙、丙、丁又は戊から書面による締結終了の申出がないときは、この覚書は、引き続き同一条件をもって1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

(実施要領)

第6条 この覚書の運用に必要な事項は、別途実施要領に定めるものとする。

(その他)

第7条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙、丙、丁及び戊が協議の上、決定するものとする。

この覚書の締結を証するため、本書5通を作成し、甲、乙、丙、丁、戊記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和6年10月1日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2

長野県環境部長 諏訪 孝治

乙 東京都新宿区東五軒町3-25

株式会社ウォーターエージェンシー・日本クリーンアセス株式会社
諏訪湖流域下水道管理特定業務共同企業体

代表者 株式会社ウォーターエージェンシー

代表取締役 榊原 秀明

丙 東京都千代田区西神田1-4-5

テスコ株式会社・トーヨークリエイト株式会社共同企業体

代表者 テスコ株式会社

代表取締役 高橋 博文

丁 東京都新宿区東五軒町3-25

株式会社ウォーターエージェンシー・日本クリーンアセス株式会社
千曲川流域下水道管理特定業務共同企業体

代表者 株式会社ウォーターエージェンシー

代表取締役 榊原 秀明

戊 長野県長野市稲里町中央4-15-10

水 i n g ・ウィルトス特定共同企業体

代表者 水 i n g A M株式会社長野営業所

所長 村井 大介

下水処理施設の災害時における支援協力に関する覚書実施要領

(目的)

第1 この要領は、長野県（以下「甲」という。）と株式会社ウォーターエージェンシー・日本クリーンアセス株式会社諏訪湖流域下水道管理特定業務共同企業体（以下「乙」という。）、テスコ株式会社・トーヨークリエイト株式会社共同企業体（以下「丙」という。）、株式会社ウォーターエージェンシー・日本クリーンアセス株式会社千曲川流域下水道管理特定業務共同企業体（以下「丁」という。）、水 i n g ・ウィルトス特定共同企業（以下「戊」という。）とが令和6年10月1日付で締結した下水処理施設の災害時における支援協力に関する覚書（以下「覚書」という。）の運用に関し必要な事項を定める。

(支援協力の依頼)

第2 覚書第2条に定める支援協力依頼は、次によるものとする。

(1) 甲が管理する下水処理施設に関して緊急措置、応急復旧にかかる支援が必要となった場合は、次により支援協力依頼を行う。

ア 長野県環境部水道・生活排水課（以下「甲(水道・生活排水課)」という。）は、各流域下水道事務所（以下「甲(流域下水道事務所)」という。）から支援要請があった時には、乙、丙、丁、戊の中から予め定めた災害発生時の連絡窓口（以下「連絡窓口事業者」という。）に必要とする支援の概要を伝え、支援協力が可能な事業者（以下「支援事業者」という。）について照会する。

イ 連絡窓口事業者は、自己以外の各事業者に当該支援協力の可否を確認し、支援事業者を甲(水道・生活排水課)に回答する。

ウ 甲(水道・生活排水課)は、連絡窓口事業者から回答のあった支援事業者について甲(流域下水道事務所)に連絡する。

エ 甲(流域下水道事務所)は、支援事業者に対し、災害支援協力依頼書（別記様式1）に被災等の概要、作業内容（緊急措置・応急復旧の区分も含む。次項において同じ。）、作業の期間、必要とする員数及び資機材、その他必要事項を記して支援協力業務の実施を依頼する。

(2) 県内の公共下水道管理者が管理する下水処理施設に関して緊急措置、応急復旧にかかる支援が必要となった場合は、次により支援協力依頼を行う。

ア 甲(水道・生活排水課)は、公共下水道管理者から支援要請があった時には、連絡窓口事業者が必要とする支援の概要を伝え、支援事業者について照会する。

イ 連絡窓口事業者は、自己以外の各事業者に当該支援協力の可否を確認し、支援事業者を甲(水道・生活排水課)に回答する。

ウ 甲(水道・生活排水課)は、連絡窓口事業者から回答のあった支援事業者について公共下水道管理者に連絡する。

エ 公共下水道管理者は、支援事業者に対し、災害支援協力依頼書（別記様式1）に被災等の概要、作業内容、作業の期間、必要とする員数及び資機材、その他必要事項を記して支援協力業務の実施を依頼する。

- (3) 甲(流域下水道事務所)又は公共下水道管理者は、支援事業者の従事者の安全に配慮の上支援協力依頼を行う。

(支援協力業務の実施)

第3 覚書第3条の各号に定める支援協力業務は、次により実施するものとする。

- (1) 甲(流域下水道事務所)又は公共下水道管理者と支援事業者は、現地確認しながら支援協力業務の内容、支援体制等について協議する。

支援事業者は、第2第1号による支援協力業務の場合は甲(流域下水道事務所)に対し、第2第2号による支援協力業務の場合は公共下水道管理者に対し、実施する支援協力業務の内容(複数の支援事業者が業務を分担して支援する場合はその分担内容を含む。また、支援事業者が業務の一部を他の支援業者に再委託する場合はその再委託内容を含む。)について災害支援協力業務確認書(別記様式2)を提出する。

- (2) 前号の確認書の内容を踏まえ、甲(流域下水道事務所)又は公共下水道管理者と支援事業者(複数の支援事業者が業務を分担して支援する場合はそれぞれの支援事業者)は業務委託契約を速やかに締結する。また、支援事業者が支援業務の一部を他の支援業者に再委託する場合は、支援事業者間で速やかに業務委託契約を締結する。

- (3) 支援事業者は、支援協力業務のそれぞれの作業が完了した時点で、甲(流域下水道事務所)又は公共下水道管理者に対し災害支援協力業務作業完了届(別記様式3)を提出する。また、業務を完了したときは、前号の委託契約に基づく業務完了届及び業務報告書を作成し提出する。

(費用の支払い)

第4 覚書第4条に定める協議では、支援事業者が甲(流域下水道事務所)又は公共下水道管理者に提出する精算書に基づき支援協力業務に要した費用の額を、またその支払期限を定めるものとする。

- 2 前項の協議結果を踏まえ、支援事業者は費用の支払いを請求し、甲(流域下水道事務所)又は公共下水道管理者は費用を支払うものとする。

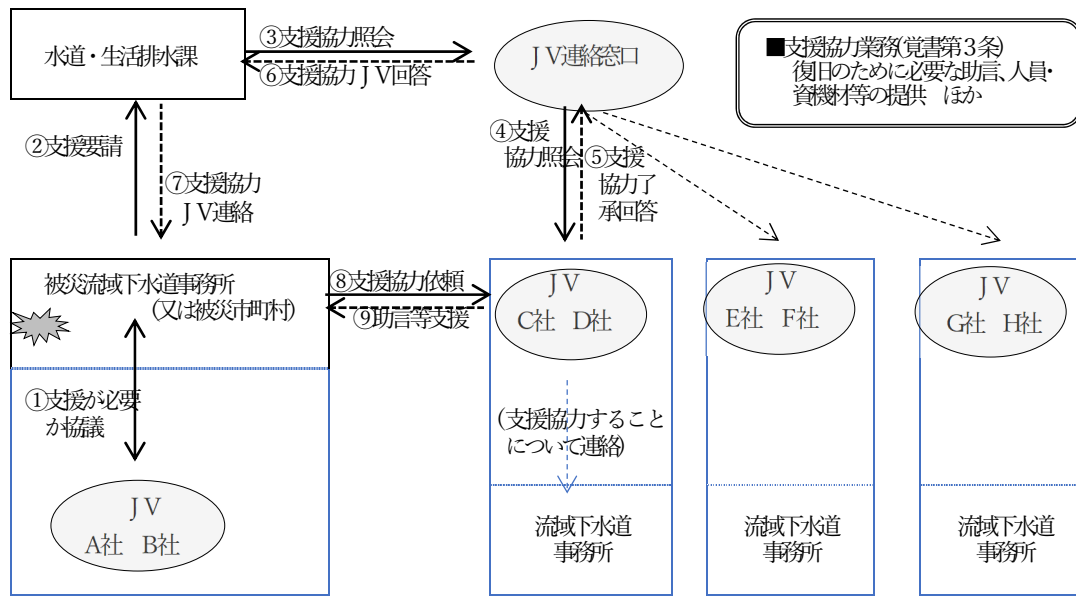
(損害賠償)

第5 支援協力業務の実施にあたり甲(流域下水道事務所)若しくは公共下水道管理者又は第三者に損害が生じた場合、支援事業者の責めに帰すべき事由がある損害についてはその支援事業者が、支援事業者の責めに帰すべき事由がない場合の損害については支援協力依頼を行った甲(流域下水道事務所)又は公共下水道管理者が、これを賠償するものとする。

(その他)

第6 この実施要領に定めのない事項又はこの実施要領に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲と乙、丙、丁及び戊が協議の上、決定するものとする。

下水処理施設の災害時における支援協力フロー



(別記様式 1) (第 2(1)エ・(2)エ関係)

災害支援協力依頼書

〇〇共同企業体 様

依頼者 甲(流域下水道事務所) 又は 公共下水道管理者

下水処理施設の災害時における支援協力に関する覚書実施要領第 2 (1)エ・(2)エの規定により、支援協力を依頼します。

依 頼 日 時	年 月 日 : (第〇報)
流域・公共下水道の別	流域 ・ 公共
流域名・市町村名	
施 設 名	
依 頼 内 容	

(別記様式2)(第3(1)関係)

災害支援協力業務確認書

甲(流域下水道事務所)又は 公共下水道管理者 様

支援事業者 ○○共同企業体

下水処理施設の災害時における支援協力に関する覚書実施要領第3(1)の規定により、災害支援協力業務確認書を提出します。

確 認 日 時	年 月 日 : (第○報)
流域・公共下水道の別	流域 ・ 公共
施設管理者名	
施 設 名	
支援事業者名	
支援協力業務	

(別記様式3)(第3(3)関係)

災害支援協力業務作業完了届

甲(流域下水道事務所)又は 公共下水道管理者 様

支援事業者 ○○共同企業体

下水処理施設の災害時における支援協力に関する覚書実施要領第3(3)の規定により、災害支援協力業務作業完了届を提出します。

提出日	年 月 日		
流域・公共下水道の別	流域 ・ 公共		
施設管理者名			
施設名			
支援事業者名			
支援協力業務	業務内容	完了日	概算経費